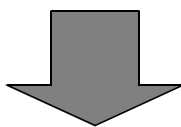


# 「飲酒運転に係る懲戒処分の基準」について

## 1 基準策定にあたっての基本的考え方

- 明 確 (な基準)
  - ・「こうすれば、こうなる」という、(原則や方針ではない) 明確な懲戒処分の基準
  - ・従来の個別判断から、明確な基準に基づき処分を決定
  - ・基準を職員に示すことにより、飲酒運転の抑止効果を高める
- 実効性 (のある基準) ・ ・ 【地公法第49条の2 (不服申立て)】 【行政事件訴訟法第3条 (抗告訴訟)】
  - ・不服申立て、行政事件訴訟を提起されても耐えうる基準
  - 【他県例】 ・ ・ ・ 飲酒運転で免職とされた処分が、不服申立てにより、停職に軽減された事例
- 納得性 (のある基準) ・ ・ 【地公法第55条】
  - ・勤務条件であり、職員に対しても納得性があること
- 厳 正 (従来より厳しい基準)
  - ・従来の処分より厳しく、国より厳しく、各県との均衡も考慮し基準を策定



「飲んだら乗るな」の基本原則にたち、飲酒運転は原則として免職とする。

- ・酒 酔 い 運 転⇒原則免職とし、緊急避難等の場合は停職
- ・酒気帯び運転⇒態様(飲酒の直後、相当の時間が経過した場合など)が幅広いことから、原則として免職という考え方にたち、実効性にも考慮し、幅広い基準を作成

## 2 処分基準

○酒酔い運転	態 様	処分基準
	死亡事故、人身事故	免職
	物損事故、自損事故、違反	免職・停職

○酒気帯び運転	態 様	処分基準
	死亡事故、重傷事故	免職
	軽傷事故、物損事故	免職・停職
	自損事故、違反	免職・停職・減給

※ひき逃げ、当て逃げは免職